

通 学 区 域 外 就 学 特 別 許 可 基 準

許可事項	摘 要	提 出 書 類	許 可 期 間
1 転居	学年途中の転居で、引き続き転居前の通学区域の指定学校へ就学を希望する場合。	・理由書 ・転居が確認できる書類	学期末まで (校長が必要と認める場合は、小学校は学年末まで可とする。)
2 転居予定	住宅の新築等の理由により、事前に転居先の学校に就学を希望する場合。	・理由書 ・契約書等の建築予定が確認できる書類	転居日の前日まで
3 留守家庭	保護者の就労により、登校前や下校時から保護者帰宅時まで留守家庭となるため、児童の安全確保が困難で、保護者の勤務先または保護者に代わる者の通学区域の指定学校へ就学を希望する場合。	・理由書 ・就労証明書 ・営業証明書 ・預かり書(保護する者)	小学校卒業まで (年度更新)
4 身体的理由	身体虚弱又は通院治療を必要とする場合。通院通学に便利な学校に就学を希望する場合。	・診断書	診断書に基づく期間
5 教育上の配慮	(1)いじめ及び不登校等の事実があり、転校により状況が改善されると判断される場合。	・理由書 ・現住所を確認できる書類((4) の理由による場合のみ提出) ・教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間
	(2)転校により明らかに不登校または過度の精神的負担が予測される場合。		
	(3)既に通学区域外就学を認められた兄弟姉妹の在学学校へ就学を希望する場合。		
	(4)DV等による特別な事情により住民票の異動ができないと認められる場合。		
6 特別支援学級	(1)指定学校に特別支援学級がない場合で、特別支援学級への入級を希望するとき。	・理由書 ・教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間または就学指導委員会の指定する期間
	(2)指定学校に特別支援学級がある場合で、既に特別支援学級(1)の理由により指定学校以外の学校の特別支援学級に入級していて、継続して入級を希望するとき。		
	(3)教育支援委員会の判断に基づき適する学校に就学する場合。		
7 隣接校区	校区界に居住し、隣接する他の通学区域との地域交流が深く、通学距離・交通事情も考慮の上、隣接する他の通学区域の指定学校に就学を希望する場合。	・理由書 (地図で場所を確認)	卒業まで
8 その他	真にやむを得ない理由で、教育委員会が特に必要と認める場合。	・理由書 ・教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間

❖ 以上の許可基準は許可が可能な事由であり、必ずしも許可できるものではありません。

❖ 通学上の安全について保護者が全責任を持つことが条件となります。

❖ 通学区域外就学特別許可を受けた場合、「遠距離通学生に対する通学費補助金交付要綱」に基づく補助金は交付されません。